

令和5年（ネ）第140号損害賠償請求等控訴事件

控訴人 黒木 紹光

被控訴人 宮崎県警察本部本部長山本将之 外2名

控訴人準備書面第2

令和5年11月20日

福岡高等裁判所宮崎支部 御中

控訴人 黒木 紹光

第1 原審詐欺裁判シナリオ

1 詐欺裁判の展開

令和5年3月27日と5月9日、私に、コーソクのガソリンスタンド（木協サービスステーション）で灯油をタンクローリーに給油して不正軽油を製造しているという情報がもたらされた。私は現場に飛んで行き、給油中の写真を撮った。

3月27日（[甲18写真7](#)）と5月9日（[甲18写真8～9](#)）は、同じタンクローリー（NO23-04）が、まったく同じ位置で同じ給油機から同じホースでタンクの同じ給油口に灯油を給油している写真である。

すると、西村らは、3月27日（甲18写真7）は灯油を給油していることを認めながら、5月9日（甲18写真8～9）については、突然6月27日午後3：59、私に証拠書類をファックスしてきて、「これは重油を給油している写真である」と主張した。この時西村らが提出したのは、タンクローリー（NO23-04）の写真（丙4）と、[重油を給油したことを示すレシートと重油を販売したことを示す納品書（丙5の1～3）](#)だった。

さて、この6月27日がどのようなタイミングかを説明すると、翌日6月28日午前10：00から私の原告本人尋問が予定されていた。

翌日私が裁判に行くと、後藤誠裁判官と西村ら代理人弁護士笹田雄介が矢継ぎ早に、前日夕方私にファックスで送ってきたレシートと納品書を示して、「タンクローリー（NO23-04）に重油を給油した可能性を認めるか？」と質問した。

もちろんこの時点で私は証拠を前日夕方受け取ったばかりで、何も精査していないので、「可能性はある」と答えた。私の尋問が終わると後藤誠裁判官は次のように言った。「原告が求めた被告尋問と証人尋問の請求は却下する。これにて結審し、8月9日判決を言い渡す。」私が「ちょっと待ってください。まだ審議は終わっていません。」と言うのを無視して、後藤誠裁判官は、私を一瞥してさっさと法廷を出て行った。

そして8月9日判決が下された。判決文には次の様に書かれていた。

「原告が令和5年5月9日本件店舗で不正軽油を製造している様子を撮影したとして提出する写真についても、被告西村らは同日及びその翌日に多量の重油をタンクローリーで運搬して販売したことを裏付ける証拠を提出していて、原告自身もタンクローリーに重油を入れていた可能性を否定できないことを考慮すると、原告の要望書提出に関連する上記告発が被告西村らによってされた違法なものとする事はできない。」

その後私が時間を作って調べると、重油を給油したことを示すレシートと納品書（丙5の1～3）のタンクローリーNOは削除されて改竄されていた。つまり、重油を給油されたのは、NO23-04のタンクローリーではなく、別なタンクローリーだった。さらに、本件ガソリンスタンドにはそもそも重油の給油機がなかった！

令和5年6月11日付「[写真撮影報告書2（甲18）](#)」の写真4、5を見ればわかる通り、3月27日（甲18写真7）と5月9日（甲18写真8～9）の位置で給油していれば、向かって右奥の不正軽油製造専用給油機の灯油ホース以外あり得ない。また、写真4のどこにも重油の給油機は影も形もない。

2 詐欺裁判シナリオと立案者

整理すると、後藤誠裁判官は、不正軽油犯罪をもみ消すために、審議を途中で打ち切り、私が被告を追及する機会を奪った。その犯罪をもみ消し詐欺裁判シナリオとは、原告である私を尋問する原告本人尋問の予定を6月28日に設定し、被告西村ら（代理人弁護士笹田雄介）と相談して、前日の6月27日夕刻に改竄した証拠（タンクローリーNOを削除したレシートと納品書）を私に送り付け、翌日6月28日午前の原告本人尋問で、改竄証拠に基づいて不正軽油事実を否定する可能性を認める供述を取り付け、詐欺判決のネタにするというものだった。そして、その目的遂行のためのシナリオを進め、原告本人尋問終了と同時に審議を終了した。しかも、西村ら代理人弁護士笹田雄介は、私に対して「不正軽油という虚偽の主張は、信用毀損行為だ。」と大声で喚いた。

なかなかよくできた詐欺裁判及び冤罪工作シナリオだが、一体だれがこの悪知恵を考えついたのかが問題である。たまたま5月9日と10日に重油を販売していた偶然があったにしても、このシナリオは、次の①～⑤の作為的な悪知恵がなければ成立しない。

- ①レシートと納品書のタンクローリーNOを削除する証拠の改竄をする。
- ②原告本人尋問を6月28日に設定し、その日で審議を終了し、原告の追及の場を奪う。
- ③前日の6月27日夕刻に改竄した証拠を原告に送り付けて、時間的余裕を与えずに本人尋問で追及する。
- ④私が不正軽油という虚偽の主張をしたという証拠をでっち上げて、信用毀損罪で貶める。
- ⑤改竄証拠に基づき、原告の請求を棄却する詐欺判決を書く。

5つの悪知恵の内、②③⑤については、後藤誠裁判官の直接の関与がなければできない。結論として、私は、この詐欺裁判のシナリオを書いたのは後藤誠裁判官で、証拠改竄と冤罪工作については、被告西村らと弁護士笹田雄介のア

アイデアではないかと考えている。

それにしても、後藤誠と笹田雄介は、一体どんな顔してこのすぐにばれる詐欺裁判茶番劇シナリオの相談をしたのだろうか？この手馴れた感じからすると、もしかするとこれが初めてではなく、これまでも共作詐欺を度々重ねてきて強い信頼関係が出来上がっている可能性もある。だとしたら、二人とも司法界から永久追放するのが相当である。

第2 被控訴人西村らによる証拠改竄

1 改竄証拠

この詐欺裁判の重要な役割を果たしたのが「[改竄証拠（丙5の1～3）](#)」である。「改竄証拠」の役割は、被控訴人西村らが、控訴人が令和5年3月27日と5月9日に撮影した不正軽油製造用タンクローリー（NO23-04）写真（甲18写真7～9）の内、「5月9日分については、灯油ではなく重油を給油していた写真である」と主張する根拠である。

「改竄証拠（丙5の1～3）」には重要注意箇所が3か所ある。

- ①西村賢（さとし）事務所から殿所法律事務所にファックスで送られたことがわかる。つまり、**作者は、西村賢（さとし）**だ。
- ②レシートは再発行されたもので、実車番号（どの車に給油したか）が削除されている。
- ③「納品書」の「車番」と「運転手名」が削除されている。

「改竄証拠（丙5の1～3）」について、単純に、タンクローリー（NO23-04）に重油を給油したことを証明する目的で提出した証拠にもかかわらず、実車番号を削除していることは完全な矛盾である。また、その理由は、違うタンクローリーのNOを削除した以外に考えられない。

コーソクには同じタイプのタンクローリーが3台ある（甲22）が、タンクローリーごとに運転手は別である。だから「運転手名」もタンクローリー（NO23-04）とは異なるので削除したようだ。

この「改竄証拠」は、西村賢（さとし）事務所から代理人である殿所法律事務所にファックスで送られたものであるから、改竄したのは被控訴人西村賢である可能性が高い。

2 改竄証拠に基づいて原告を追及した後藤誠裁判官と笹田雄介弁護士

さて、この「改竄証拠」に基づいて、令和5年6月28日、後藤誠と笹田雄介は、私に次の様に訊いている。

後藤誠「被告は、本日の提出された書面の中では、それは近くにあった重油のホースをつなげて、重油を給油していたんだというふうに述べています。重油をタンクローリーに積んでいたという可能性はないんですか。」

原告（私）「可能性はあると思います。」（本人調書2頁）

笹田雄介「ところで、令和5年5月9日について聞きますけど、コーソクが重油、本件タンクローリー（NO23-04）に重油を入れたことについては、可能性としてあると思いますか。」

原告（私）「あると思います。」（本人調書10頁）

奇しくも、後藤誠と笹田雄介は、原告（私）に全く同じ内容（重油をタンクローリーに積んでいたという可能性の有無）を確認している。つまり、後藤誠と笹田雄介は、事前に打ち合わせをして、不正軽油の事実がないという客観的な証拠ではなく、不正軽油の事実がない可能性を私に認めさせて詐欺判決を書くことにしたようである。また、そうすることで、不正軽油の事実を主張した私を信用毀損罪に貶めることを画策したようである。

後藤誠は、判決文で「被告西村らは同日及びその翌日に多量の重油をタンクローリーで運搬して販売したことを裏付ける証拠を提出していて、原告自身もタンクローリーに重油を入れていた可能性を否定できないことを考慮すると、原告の要望書提出に関連する上記告発が被告西村らによってされた違法なものとする事はできない。」として、上記質疑応答を初めから判決に採用することを予定し

ていた。

あと面白いのは、後藤誠は、6月28日午前10時から始まった尋問において、「被告は、本日の提出された書面の中では、それは**近くにあった重油のホースをつなげて、重油を給油していたんだ**というふうに述べています。」（本人調書2頁）とコメントしている。これが本当なら、後藤誠は、6月28日朝提出された「被告西村ら第3準備書面」を読んで、読みたての準備書面に書いてあった「**近くにあった重油のホースをつなげて、重油を給油していた**」とのフレーズを私に紹介して見せたことになるが、実際は、「被告西村ら第3準備書面」のどこにもそんなフレーズはない。

実際は、**後藤誠は、28日朝に笹田雄介と打ち合わせをして、その打合せの中で笹田雄介から説明されたフレーズをそっくりそのまま私に紹介してみせた**ということである。つまり、「本日の提出された書面の中では」と引用を示す表現を思わず使用したが、「**笹田雄介から説明されたフレーズ＝近くにあった重油のホースをつなげて、重油を給油していたんだ**」が「被告西村ら第3準備書面」にも**あると勘違いして使用してしまったのだ**。

ところが前述した「写真撮影報告書2（甲18）の写真4」を見ればわかる通り、「**近くにあった重油ホース**」の影も形もない。

3 証拠改竄の決定的証拠

ところで、証拠改竄の決定的証拠を発見した。被告西村らは、3種類のレシートと納品書（丙5の1～3）を提出して、「[被告西村ら第3準備書面第1の3記](#)」において経緯を示し、「令和5年5月9日及び10日の本件タンクローリー（NO23-04）は、重油のみを給油して顧客に重油を配送していたのであって、軽油も灯油も給油していないのであるから、およそ不正軽油を製造することは不可能であって、原告の主張は事実と反する信用毀損である。」と主張した。

問題は、上記の経緯の内容である。レシートと納品書（丙5の1～3）に沿

って記載された記の経緯の通りなら、本件タンクローリー（NO23-04）は、9日15：10に重油1700ℓの給油を受け、21：15に150ℓ販売し、10日17：52に2850ℓの給油を受けているので、 $1700-150+2850=4400$ となり、この時点でタンクには少なくとも4400ℓの重油を積載していることになる。ところが、本件タンクローリー（NO23-04）の積載容量は4000ℓしかないので、この時点で400ℓもオーバーしている。

普通自動車の燃料タンクにタンク容量をオーバーしてガソリンを給油することは物理的にできないことと同様、タンクローリーにもタンク容量をオーバーして給油することは物理的にできない。つまり、被告西村らの主張は虚偽であり、レシートと納品書（丙5の1～3）は改竄証拠である。

4 間抜けな詐欺仕事

なんとまあ間抜けな詐欺師達だろう。原告本人尋問の6月28日の前日27日午後3：59に私にファックスしたくらいだから、詐欺判決の一部に採用するために原告本人尋問に間に合わせようとして慌てて準備したようだ。しかし、それにしても間抜け過ぎる。

- ① 本件タンクローリー（NO23-04）に重油を給油したことを証明する証拠のレシートと納品書の肝心の車両番号を削除した改竄証拠を車両番号欄が空白のまま使用した。
- ② そもそも存在しない重油ホースで重油を給油したというお伽話を主張した。
- ③ 本件タンクローリー（NO23-04）に給油した重油の量は、タンク容量をオーバーしていた。
- ④ 原告本人尋問の朝笹田雄介が後藤誠に伝えた②お伽話を、後藤誠は「被告西村ら第3準備書面」から引用したと誤って使用し、笹田雄介と詐欺裁判シナリオの打ち合わせをしたことを自ら示した。

- ⑤ 穴だらけの詐欺シナリオをそっくりそのまま判決に用いて、詐欺判決であることを完璧に示した。一般にこういう現象を「頭隠して尻隠さず」と言う。

詐欺が横行する日本社会ではあるが、日本は、県議会議員と弁護士と裁判官による詐欺の共演を実体験できる、かつてない新時代を迎えたと言える。

5 後藤誠は、証拠が改竄された事実を知っていた

もう一つ補足すると、後藤誠は、証拠が改竄された事実を知っていたか？であるが、当然知っていた。なぜなら、3月27日（甲18写真7）と5月9日（甲18写真8～9）に写った同じタンクローリーが、まったく同じ位置で同じ給油機から同じホースでタンクの同じ給油口に給油している写真を見て、片方は灯油で片方は重油だと考えることは余りに不自然だからである。また、②お伽話を信じるバカはいない。つまり、**後藤誠は、改竄証拠であることを認識した上で虚偽に基づき判決文を書いた確信犯**である。

余談だが、後藤誠の心理状態は興味深い。一体どういうモチベーションがあれば、詐欺裁判を遂行し、詐欺判決が書けるのか？通常の詐欺の場合は「金銭欲」が動機付けとなるが、裁判官の場合は直接の「金銭欲」ではないので、恐らく組織内でそういうベクトルや圧力が作用しているのだろう。つまり、積極的モチベーションと言うより、そういうベクトルや圧力に逆らわない処世術、すなわち保身に動かされているのが実態ではないかと思う。

第3 詐欺裁判を生んだ負の連鎖と地獄行き片道切符の終わりのない旅

1 詐欺裁判の責任

最早、原審判決が詐欺（出鱈目）であることは、同意を求める必要もない程明らかである。一方、私が控訴人として詐欺裁判の責任を直接追及することはできない。しかし、それは、不問になることを意味しない。第一義的には、詐欺裁判の責任は後藤誠にあり、法及び社会的には裁判所と言う組織にある。

では、その責任をどのように果たさなければならぬかが問題だが、まず、①

控訴審で本件裁判の審議をしっかりとすること、②詐欺裁判の事実関係を明らかにすること、③①②を踏まえて、公正な控訴審判決を下すことになるろう。

しかしながら、無能化した裁判官と裁判所には到底できない相談だろう。負の連鎖が蔓延った日本社会の現状を鑑みれば、①～③は、日本サッカーがワールドカップで優勝することより確率が低いと言わざるを得ない。言うならば、今の裁判は、相手チームと審判団がグルになって試合を進行している訳だから、黒を白とするくらいは朝飯前だ。

これらが世間に明らかになった時、裁判所は、公的詐欺機関の代表というレッテルを貼られ、かつてない責任を問われることになるだろう。

2 地獄行き片道切符の終わりのない旅

原審である令和4年（ワ）第440号損害賠償請求事件は、控訴人が、令和4年12月20日に、被告宮崎県警察本部本部長山本将之、株式会社コーソク代表取締役西村賢一、宮崎県議会議員西村賢の三者を、冤罪工作違法捜査による人権侵害に基づき訴えた裁判である。

原審は、生憎、後藤誠裁判官が、詐欺裁判を図って審議を途中で打ち切り、被告西村ら代理人弁護士笹田雄介と示し合わせて改竄証拠と原告誘導尋問によって見事な詐欺判決を仕上げて、腐敗権力を守る役人道を全うした。

つまり、後藤誠は、本件冤罪工作違法捜査及びその過程で実行された被告らによる私文書偽造や強要、職権濫用などのバラエティーに富んだ腐敗権力犯罪の解明及び解決のチャンスを、己の保身という極めて個人的な都合のために犠牲とした。

そして、後藤誠のこの行為は、結果的に、冤罪工作違法捜査という権力犯罪を温存させるだけに終わらず、被告西村らによる不正軽油、私文書偽造、強要、虚偽告訴などの犯罪をもみ消し、さらに証拠改竄をアシストする詐欺裁判というターボチャージャーを起動させて犯罪規模の拡大をもたらした。また、後藤誠自ら、代理人弁護士笹田雄介と共に豪華キャストに加わり、犯

罪集団の一翼を担うという離れ業までやって見せた。

狂った日本社会には自制は働かず、悪党というコロナウイルスが瞬く間に蔓延するに任せ、次なるステップではコロナウイルスではなくワクチンによって人が殺され、日本社会全体に負の連鎖が強固にビルトインされた。そして、負の連鎖を支える構成員のほとんどは、歯止めのない道徳的破綻に冒されて下等動物化している。下等動物には、英知を取り戻すことはできず、英知を取り戻せない日本社会は荒廃する以外にはない。

コーソク不正軽油及びそのもみ消しを図った本件冤罪工作違法捜査事件とは、利権勢力や統一教会などのカルト集団が負の連鎖による支配力を保持した病的社会構造の下に、金や地位に執着する道徳的に破綻した下等動物の群れが織りなす、地獄行き片道切符の終わりのない旅である。

以上